

旭川医科大学診療助教に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学診療助教に関する規程の一部を改正する規程

旭川医科大学診療助教に関する規程（平成20年旭医大達第59号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(給与)</p> <p>第4条 診療助教の給与は、基本給及び諸手当とし、次項及び第3項の定めるもののほか、旭川医科大学非常勤職員給与規程（平成16年旭医大達第155号。以下「給与規程」という。）を準用する。</p> <p>2 診療助教の基本給は、585,000円の月額とする。</p> <p>3 診療助教に支給する諸手当は、放射線取扱手当（給与規程第11条）、高気圧治療室内作業手当（同第12条）、超過勤務手当（同第14条）、休日手当（同第15条）、夜勤手当（同第16条）、宿日直手当（同第18条）、術後管理手当（同第18条の2）、待機手当（同第18条の3）、<u>医師特別勤務手当</u>（同第18条の4）、ドクターヘリ搭乗手当（同第18条の6）、分娩手当（同第18条の7）、時間外手術等手当（同第18条の8）、分娩待機手当（同第18条の9）、保健管理センター業務手当（同第18条の10）、学位論文審査手当（同第18条の11）及び新型コロナウイルス感染症患者対応業務手当（同第18条の1</p>	<p>(略)</p> <p>(給与)</p> <p>第4条 診療助教の給与は、基本給及び諸手当とし、次項及び第3項の定めるもののほか、旭川医科大学非常勤職員給与規程（平成16年旭医大達第155号。以下「給与規程」という。）を準用する。</p> <p>2 診療助教の基本給は、585,000円の月額とする。</p> <p>3 診療助教に支給する諸手当は、放射線取扱手当（給与規程第11条）、高気圧治療室内作業手当（同第12条）、超過勤務手当（同第14条）、休日手当（同第15条）、夜勤手当（同第16条）、宿日直手当（同第18条）、術後管理手当（同第18条の2）、待機手当（同第18条の3）、<u>救急勤務医等手当</u>（同第18条の4）、ドクターヘリ搭乗手当（同第18条の6）、分娩手当（同第18条の7）、時間外手術等手当（同第18条の8）、分娩待機手当（同第18条の9）、保健管理センター業務手当（同第18条の10）、学位論文審査手当（同第18条の11）及び新型コロナウイルス感染症患者対応業務手当（同第18条の1</p>

2) とし、他の手当は支給しない。

(略)

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

**【改正理由】**

病院の日当直体制変更に伴い、所要の改正を行うものである。

2) とし、他の手当は支給しない。

(略)